

●後期高齢者医療制度のお知らせ● ～保険料率の見直しについて～

保険料率が変わりました

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。
平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

●均等割

(被保険者が等しく負担)

●所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

●賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成26・27年度	平成28・29年度
(年間) 51,472円	(年間) 49,809円 (1,663円減)
平成26・27年度	平成28・29年度
10.52%	10.51% (0.01ポイント減)
平成26・27年度	平成28・29年度
57万円	57万円 (変更なし)

均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)

平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円×世帯の被保険者数)

◆保険料の計算方法(平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割
【1人当たりの額】
49,809円

+

所得割
【被保険者本人の所得に応じた額】
(平成27年中の所得-33万円)×10.51%

=

1年間の保険料
【限度額57万円】
(100円未満切り捨て)

●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

平成28年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。

保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

●軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者でない世帯主の所得も判定の対象となります。

●昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は所得割はかからず均等割が9割軽減になります。

年間保険料の例

●単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	8.5割	5割	15,300円	300円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減
211万円	2割	5割	70,300円	1,300円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減

●夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	夫妻	9割	—	4,900円	200円減
153万円	夫妻	8.5割	—	7,400円	300円減
168万円	夫妻	8.5割	5割	15,300円	300円減
211万円	夫妻	5割	5割	55,300円	900円減
220万円	夫妻	5割	—	24,900円	800円減
221万円	夫妻	5割	—	95,300円	900円減
262万円	夫妻	2割	—	24,900円	800円減
264万円	夫妻	2割	—	96,300円	16,400円減
	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
	夫妻	2割	—	39,800円	1,300円減
	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減
	夫妻	2割	—	39,800円	11,600円減

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 ☎011-290-5601

町民課 戸籍医療年金係

☎2-2453